

八尾市建設工事等の条件付一般競争入札実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、八尾市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）並びに建設工事に係る設計、調査及び測量（以下「工事等」という。）の請負契約に係る条件付一般競争入札を実施するに当たり、当該入札を適正かつ合理的に行うため必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第2条 この要綱により実施の対象となる工事等（以下「対象案件」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものの中から八尾市建設工事競争入札審査委員会（以下「委員会」という。）が選定するものとする。

- 一 予定価格が概ね2百万円以上の土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事又は造園工事
- 二 予定価格が概ね2百万円以上の建設工事に係る設計、調査又は測量
- 三 下水道推進工法に係る設計

2 前項の規定にかかわらず、委員会が必要と認めたときは、前項各号に該当しない工事等についても対象案件とすることができる。

(入札参加資格)

第3条 入札に参加する者に必要な資格は、対象案件ごとに次の事項を考慮して委員会で定めるものとする。

- 一 発注時点における八尾市競争入札参加資格者名簿において登録されていること。
- 二 対象案件を適正に施工又は履行することが可能と判断し得る、施工又は履行の実績及び能力等を有すること。
- 三 対象案件の施工又は履行に必要とされる技術者等を適正に配置できること。
- 四 八尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置（以下「入札参加停止措置」という。）及び八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置（以下「入札等排除措置」という。）を現在受けていないこと。
- 五 前各号に掲げるほか、対象案件について必要な事項

(公 告)

第4条 この要綱により対象案件を発注するときは、原則として入札参加申請期限の3日前までに次の事項を公告するものとする。

- 一 入札に付する事項
- 二 入札に参加する者に必要な事項
- 三 入札参加の申請期間
- 四 入札の場所及び日時
- 五 入札保証金に関する事項

六 入札の無効に関する事項

七 前各号に掲げるほか、対象案件の発注に関して必要な事項

(入札参加の申請)

第5条 入札に参加しようとする者は、申請期間中に入札参加申請書を提出しなければならない。

2 前項の入札参加申請書の提出において、公告において入札参加に関する資料の提出を求めたときは、当該資料を添えて申請しなければならない。

3 入札参加資格審査の結果、入札参加資格がないと認めるときは、申請者に理由を付して通知するものとする。

(入札に参加できない者)

第6条 次に掲げる者は、対象案件の入札に参加できないものとする。

一 入札参加申請期限日から入札時までの間において、入札参加停止措置及び入札等排除措置を受けている者

二 入札参加申請期限までに申請しなかった者及び入札参加を認められなかった者

三 前各号に掲げるほか、入札に参加することが適当でないと委員会が認める者

(特定建設工事共同企業体)

第7条 特定建設工事共同企業体により、発注する建設工事においても、この要綱によることができる。

(その他)

第8条 条件付一般競争入札の施行に当たって、この要綱に定めのない事項若しくはこの要綱によりがたい場合は、委員会の審査を経て、別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 八尾市条件付一般競争入札の試行に関する要綱は廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。